



平成22年 第1回定例会

## 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会会議録



平成22年2月23日（火）開会

平成22年2月23日（火）閉会

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会

## 平成 22 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会会議録

## ◆◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆◆

## 第 1 号 (2 月 23 日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
職務のために出席した事務局職員職氏名	3
説明のために出席した者の職氏名	3
開会 (午後 1 時 30 分)	3
中村広域連合長の招集あいさつ	3
開議	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定	4
日程第 3 諸般の報告	4
監査等結果報告	4
日程第 4 議案第 1 号 平成 21 年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計 補正予算 (第 4 号) の認定について	5
若田事務局長の提案説明	5
表決	5
日程第 5 議案第 2 号～第 3 号 (2 件) 一括上程	6
若田事務局長の提案説明	6
表決	8
日程第 6 議案第 4 号～第 8 号 (5 件) 一括上程	9
若田事務局長の提案説明	9
表決	9
閉議	10
中村広域連合長の閉会あいさつ	10
閉会 (午後 2 時)	11

平成22年

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会会議録

愛媛県後期高齢者医療広域連合告示第1号

平成22年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について、次のとおり告示する。

平成22年2月16日

愛媛県後期高齢者医療広域連合長 中村時広

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会の招集について

- 1 日時 平成22年2月23日(火)午後1時30分  
2 場所 松山市二番町四丁目7番地2  
松山市役所 本館11階 大会議室

平成22年2月23日(火曜日)

**議事日程 第1号**

2月23日(火曜日)午後1時30分開議

**日程第1**

会議録署名議員の指名

**日程第2**

会期の決定

**日程第3**

諸般の報告

**日程第4**

議案第1号 平成21年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)

**日程第5**

議案第2号 平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算

議案第3号 平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

**日程第6**

議案第4号 愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について

議案第5号 愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について

議案第6号 愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について

議案第7号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について

議案第8号 愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

会期の決定

日程第 3

諸般の報告

日程第 4

議案第 1 号

日程第 5

議案第 2 号～第 3 号

日程第 6

議案第 4 号～第 8 号

---

出席議員 (22 名)

1 番	岡 本 誠 司	3 番	菊 池 伸 英
5 番	長 野 和 幸	6 番	白 石 勝 好
7 番	石 橋 寛 久	8 番	萩 森 良 房
9 番	仙 波 憲 一	10 番	近 藤 司
12 番	徳 増 稚 養 一	13 番	清 水 裕
14 番	中 村 佑	15 番	井 原 巧
16 番	三 好 幹 二	18 番	上 村 俊 之
19 番	高 野 宗 城	20 番	白 石 勝 也
21 番	中 村 剛 志	22 番	稲 本 隆 壽
23 番	菊 池 孝 平	24 番	稲 田 溜
25 番	山 崎 保	26 番	清 水 雅 文

---

欠席議員 (4 名)

2 番	稲 葉 輝 二	4 番	猪 野 由 紀 久
11 番	渡 部 高 尚	17 番	大 西 勉

---

## 職務のために出席した事務局職員職氏名

総務企画係長	藤田 康	資格管理係長	小川 泰人
専門員	北須賀 仁志	主査	池田 友則
主事	岡田 大介	主事	長橋 伸泰

## 説明のために出席した者の職氏名

広域連合長	中村 時広	副広域連合長	佐々木 龍
副広域連合長	山下 和彦	監査委員	兵頭 正
会計管理者	杉野 典昭	事務局長	若田 吉昭
事務局次長兼総務課長	横田 幸三	事業課長	羽藤 隆信

## ◆◆◆ 午後1時30分開会 ◆◆◆

○菊池議長 ただいまから、平成22年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を開会致します。

## ◆◆◆ 広域連合長招集あいさつ ◆◆◆

○菊池議長 広域連合長より今議会招集のあいさつがあります。中村広域連合長。

[ 中村広域連合長 登壇 ]

○中村広域連合長 本日、ここに愛媛県後期高齢者医療広域連合議員の皆様方の御参集をお願い申し上げ、平成22年第1回定例会を開会するに当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には、平素から、当広域連合の運営に格別の御理解と御協力をいただいておりますことを、厚く御礼申し上げます。

さて、国が示している、現行の「後期高齢者医療制度」廃止後の、新しい高齢者医療制度の創設までのスケジュールによりますと、今年の夏には新制度の基本的な骨格をとりまとめ、意識調査や地方公聴会を実施したうえで、平成23年の通常国会へ法案を提出し、2年の施行準備を経て、平成25年4月から新制度へ移行する計画となっております。

この計画に基づき「年齢で区分する問題の解消」や「地域保険としての一元的運用」など6つの基本指針を掲げ、新たな制度のあり方を検討する「高齢者医療制度改革会議」が、昨年11月から開催されているところでございます。

当広域連合と致しましては、今後の「高齢者医療制度改革会議」の動向を十分注視していく必要があると認識しておりますが、現行制度が継続される間におきましては、様々な問題点の改善を図りながら、住民の不安や混乱を招くことのないようこれまで以上に円滑かつ適正な運営に取り組んでまいらなければならないものと思っております。

こうした中、2年間の財政運営期間としている後期高齢者医療制度の保険料は、平成22年度が、最初の保

険料率改定年となっておりますことから、今議会では、今後 2 年間における保険料率を決定する後期高齢者医療に関する条例の改正案をはじめ、平成 22 年度一般・特別会計当初予算案など重要案件について御審議をお願いすることと致しております。

何とぞ十分な御審議をいただき、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げまして、今議会招集ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

---

◆◆◆ 開 議 ◆◆◆

○菊池議長 これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表第 1 号のとおりであります。

---

◆◆◆ 会議録署名議員の指名 ◆◆◆

○菊池議長 まず、**日程第 1、「会議録署名議員の指名」**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 74 条の規定により、議長において 19 番高野議員、20 番白石議員を指名致します。

---

◆◆◆ 会 期 の 決 定 ◆◆◆

○菊池議長 次に、**日程第 2、「会期の決定」**を議題と致します。

お諮りを致します。今期、定例会の会期は本日 1 日と致したいと思えます。

これに御異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○菊池議長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 1 日と決定致しました。

---

◆◆◆ 諸 般 の 報 告 ◆◆◆

○菊池議長 次に、**日程第 3、「諸般の報告」**を申し上げます。

監査委員からお手元配付の監査等結果報告のとおり報告がありましたので、即日写しを送付しておきました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◆◆◆ 議 案 第 1 号 ◆◆◆

○菊池議長 次に、日程第4、議案第1号、「平成21年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」を議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。若田事務局長。

[ 若田事務局長 登壇 ]

○若田事務局長 議案第1号「平成21年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)」について提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の1ページをお願い致します。

平成21年度の特別会計の今回の補正予算案につきましては、国の第2次補正予算の成立に伴いまして、平成22年度における低所得者等の保険料負担軽減措置の継続に要する財源として、国から交付される「交付金」を基金に積み立てるほか、特別高額医療費共同事業について増額措置するもので、補正予算の総額は、12億7,775万3千円を増額し、補正後の予算総額は歳入歳出それぞれ1,759億9,080万1千円となっております。

また、平成22年7月の被保険者証の一斉更新に伴い、今年度中に入札等の業務を行うため、期間と限度額を定める『債務負担行為』を設定するものでございます。

それでは、別冊の平成21年度補正予算説明書の4ページをお開き願います。

説明書4ページでございます。

まずはじめに、歳出から御説明申し上げます。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」1項「特別高額医療費共同事業拠出金」1目「特別高額医療費共同事業拠出金」補正額1,220万3千円は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費について、後期高齢者医療制度の安定的な運営を図るため、国保中央会が行っております特別高額医療費共同事業の実績が、当初予定を上回ったため増額補正するものでございます。

9款「基金積立金」1項「基金積立金」1目「後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」補正額12億6,555万円は、現行の低所得者等に対する保険料負担軽減措置について、平成22年度も継続実施することから、国から交付されます「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

2款「国庫支出金」2項「国庫補助金」4目「特別高額医療費共同事業費国庫補助金」補正額1,220万3千円は、先程、歳出で御説明申し上げました特別高額医療費共同事業拠出金の財源として、広域連合が受け入れるものでございます。

5目「高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」補正額12億6,555万円は、平成22年度の保険料負担軽減措置分の財源として、基金に積み立てるため、広域連合が受け入れるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○菊池議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第1号、平成21年度愛媛県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、原案可決することに、御異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○菊池議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議案第2号・第3号 ◆◆◆

○菊池議長 次に、**日程第5、「議案第2号及び第3号」**は関連がありますので、一括議題と致します。

これより、提案理由の説明を求めます。若田事務局長。

[ 若田事務局長 登壇 ]

○若田事務局長 議案第2号、「平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」並びに議案第3号、「平成22年度愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の5ページをお願い致します。

議案書でございます。

まず、平成22年度の一般会計予算案についてであります。愛媛県後期高齢者医療広域連合の組織運営に要する事務費を計上するもので、歳入歳出予算の総額は、それぞれ1億9,806万6千円となっております。

それでは、別冊の平成22年度の予算説明書7ページをお開き願います。

予算説明書7ページでございます。

まず、歳出についてであります。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」1億9,551万6千円は、人件費などの基本的な経費でありまして、後ほど歳入でご説明致しますが、特別会計にかかる事務費を直接特別会計で受け入れることとしたため、前年度と比べ3億9,562万6千円の減額となっております。この費目の主なものは、次の8ページにあります19節「負担金補助及び交付金」1億7,927万9千円で、市町からの派遣職員25名分に係る給与等負担金1億7,840万円外でございます。

このほか、9ページ、10ページのとおり選挙管理委員会費、監査委員費及び予備費などを計上致しております。

恐れ入りますが、3ページにお戻りください。

次に、歳入の主なものについてであります。1款「負担金及び負担金」1項「負担金」1目「市町負担金」1億9,632万9千円は、広域連合規約で定める県内20市町からの事務費負担金でありまして、前年度と比べ3億9,708万8千円の減額は、これまで特別会計に係る共通経費として、一旦、一般会計で受け入れ、相当額を繰り出しておりましたが、国の会計処理に基づき平成22年度から直接、特別会計で受け入れることとしたものであります。

このほか繰越金、4ページの預金利子・雑入、また、5ページの利子及び配当金でございます。

以上で、平成22年度の一般会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、特別会計予算について御説明を申し上げます。

議案書の9ページをお開きください。議案書9ページでございます。

平成22年度の特別会計予算案につきましては、後期高齢者医療制度の医療等に係る給付やその財源に充て



るための保険料給付金等について予算措置するものでありまして、総額は、歳入歳出それぞれ1,722億1,219万9千円となっております。

また、不足の事態に対応するため、一時借入金の限度額と致しまして、医療給付費の1カ月分に相当する150億円を計上致しております。

それでは、まずはじめに、歳出について御説明申し上げます。

予算説明書23ページをお開きください。

予算説明書23ページでございます。

23ページから24ページに掛けて記載しております、1款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」3億5,092万7千円についてであります。1節「報酬」4,313万6千円は、レセプト点検員15名及び保健師1名の報酬であり、12節「役務費」1億1,926万3千円は、医療費通知等に係る通信運搬費6,398万円、画像レセプトシステム処理等に係る手数料5,021万3千円などであり、13節「委託料」9,849万4千円は、後期高齢者医療電算処理システム運用委託料8,460万4千円など、また24ページの14節「使用料及び賃借料」4,989万5千円は、電算機器リース料4,563万8千円などでございます。

25ページ中段の2款「保険給付費」1項「療養諸費」1目「療養給付費」1,633億8,800万9千円は、保険者である当広域連合が医療機関等に支払う療養給付費負担金でありまして、前年度と比べ、49億5,269万3千円の減額となっております。その主なものはこれまで入院等にかかる高額療養費を当該費目から直接医療機関に支払っていたものを、より適正な会計処理を行うため後ほど御説明致します高額療養費の費目の方に振り替えたものでございます。

次に、26ページから27ページをお開きください。

2款「保険給付費」1項「療養諸費」4目「審査支払手数料」5億837万3千円は、医療機関が発行しているレセプトの点検・審査に係る業務を国保連合会へ委託しており、係る費用を手数料として支払うものでございます。

2款「保険給付費」2項「高額療養諸費」1目「高額療養費」64億2,521万5千円、2目「高額介護合算療養費」5,000万円は、被保険者が負担した医療費のうち、法で定める限度額を超えた部分について、被保険者に対し支払う高額療養費負担金及び高額介護合算療養費負担金でございます。

27ページの2款「保険給付費」3項「葬祭費」1目「葬祭費」2億3,426万円は、被保険者が亡くなられたときに1件2万円を支払う弔慰金でございます。

3款「県財政安定化基金拠出金」1項「県財政安定化基金拠出金」1目「県財政安定化基金拠出金」1億3,816万8千円は、広域連合の財政の安定化を図るため国・県・広域連合がそれぞれ1/3を負担し、愛媛県が設置する財政安定化基金に積み立てるための拠出金でございます。

次に、28ページから29ページをお開きください。

4款「特別高額医療費共同事業拠出金」1項「特別高額医療費共同事業拠出金」の1・2目の下段の合計額2,497万3千円は、国保中央会が実施主体となって行う1件400万円を超える医療費の一定額について、財政リスクを軽減するために拠出する拠出金でございます。

29ページの5款「保健事業費」1項「健康保持増進事業費」1目「健康診査費」1億9,008万4千円は、健康診査に係る市町に対する委託料等でございます。

2目「長寿・健康増進事業費」4,000万円は、市町が実施する、はり・灸・マッサージ助成事業に対し補助金を支出するものであり、全額国の特別調整交付金を財源と致しております。

次に、30ページから31ページをお開きください。

7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」の1・2・3・4・5目の合計額1,131万3千円は、保険料還付

金及び国・県・市町等からの療養給付費負担金の過年度精算に係る償還金等でございます。

次に、32 ページの 8 款「予備費」1 項「予備費」1 目「予備費」として、1 億円を計上致しております。

以上で歳出の説明を終らせていただきます。

続きまして、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

恐れ入りますが、15 ページにお戻りください。

1 款「市町支出金」1 項「市町負担金」の 1・2・3 目の下段の合計額 283 億 1,863 万円は、各市町が徴収した約 21 万 1 千人の保険料等負担金、法で定める療養給付費市町負担金、及び広域連合規約で定める県内 20 市町からの事務費負担金でございます。

次に、16 ページから 17 ページをお開きください。

2 款「国庫支出金」1 項「国庫負担金」1・2 目の合計額 410 億 4,947 万 6 千円、2 款「国庫支出金」2 項「国庫補助金」1・2・3・4 目の 17 ページの中段の合計額 153 億 3,401 万 3 千円は、法で定める療養給付費等国庫負担金及び調整交付金等国庫補助金でございます。

3 款「県支出金」1 項「県負担金」1・2 目の合計額 140 億 130 万円は、法で定める療養給付費等県負担金でございます。

次に、18 ページから 19 ページをお開きください。

18 ページの中程の 4 款「支払基金交付金」1 項「支払基金交付金」1 目「後期高齢者交付金」の 711 億 6,391 万円は、各医療保険者から徴収した後期高齢者支援金等拠出金が支払基金から交付されるものでございます。

19 ページ 5 款「特別高額医療費共同事業交付金」1 項「特別高額医療費共同事業交付金」1 目「特別高額医療費共同事業交付金」2,862 万 3 千円は、歳出の御説明でも申し上げましたが、1 件 400 万円を超える高額な医療費の一部を対象として交付金が交付されるものでございます。

6 款「繰入金」1 項「基金繰入金」1 目「後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金」12 億 6,555 万円は、低所得者等の方に対する保険料減額の財源として、本年度と同様に平成 22 年度においても基金から繰り入れるものでございます。

次に、20 ページから 21 ページをお開きください。

6 款「繰入金」2 項「一般会計繰入金」は、一般会計の歳入で御説明致しましたが、これまで 20 市町からの医療制度運営に係る共回事務費について、一旦、一般会計で受け入れ特別会計へ繰出していたものを、平成 22 年度から直接特別会計で受け入れることとしたため、当該費用すべてを減額致しております。

7 款「繰越金」1 項「繰越金」1 目「繰越金」8 億 5 千万円は、平成 21 年度の剰余金を繰り越すものでございます。

次に 22 ページ中程の 9 款「諸収入」3 項「雑入」1・2・3 目の合計額 1 億 9,769 万 3 千円は、交通事故等第三者の行為によって生じた医療給付に対し、過失割合に応じ、支払われる「第三者納付金」等でございます。

以上で、平成 22 年度の特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○菊池議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮り致します。ただいま議題となっております議案第 2 号、第 3 号については、原案可決することに、御異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○菊池議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

◆◆◆ 議案第4号～第8号 ◆◆◆

○菊池議長 次に、**日程第6、「議案第4号ないし第8号」**の5件を一括議題とさせていただきます。  
これより、提案理由の説明を求めます。若田事務局長。

[ 若田事務局長 登壇 ]

○若田事務局長 議案第4号から第8号までの案件につきまして、その概要を御説明申し上げます。

議案書15ページをお開きください。

議案書15ページでございます。

議案第4号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部改正について」であります。本案は統計法及び統計報告調整法が全面的に改正され、平成21年4月1日から施行されたことに伴い所要の規定を整備するため一部を改正するものでございます。

次に議案書17ページから20ページについて御説明を申し上げます。

17ページ議案第5号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正について」並びに19ページ議案第6号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合派遣職員の手当に関する条例の一部改正について」であります。本案はいずれも人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律等が改正されたことに伴い、時間外勤務手当に係る支給割合の引上げ等、所要の規定を整備するために一部改正するものでございます。

次に、21ページをお開きください。

議案第7号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正について」であります。本案は、平成22年度における被用者保険の被扶養者及び低所得者の方に対する保険料負担の軽減を継続するための経費について、国費を財源として基金に積み立てを行うことから、所要の規定を整備するため、一部を改正するものでございます。

最後に23ページをお願い致します。

議案第8号、「愛媛県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」であります。本案は、平成22年度及び23年度の2年間の財政運営期間における保険料率を改定するもので、当広域連合の財政収支における剰余金の全額充当や、愛媛県に設置しております財政安定化基金の一部活用を図ることにより、平均保険料としては、現行の水準に据え置き、これまで以上の負担を求めないこととしたものでございます。加えて、平成22年度において被用者保険の被扶養者及び低所得者の方に対する保険料負担軽減措置を継続する国の方針に基づき、所要の規定を整備するため、一部改正をするものでございます。

以上5つの議案についての説明を終わります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○菊池議長 以上で説明は終わりました。

本件に対する質疑及び討論は、発言通告がありませんので、ただちに採決を行います。

お諮りを致します。ただいま議題となっております議案第4号ないし第8号の5件については、原案可決

することに、御異議ありませんか。

[ 「異議なし」の声あり ]

○菊池議長 御異議なしと認めます。

したがって、本件は原案可決することに決定致しました。

以上で、日程は全部終了致しました。

---

◆◆◆ 閉 議 ◆◆◆

○菊池議長 したがって、本日の会議を閉じます。

---

◆◆◆ 広域連合長閉会あいさつ ◆◆◆

○菊池議長 閉会にあたり、広域連合長からあいさつがあります。中村広域連合長。

[ 中村広域連合長 登壇 ]

○中村広域連合長 平成 22 年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第 1 回定例会の閉会に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様には平成 22 年度一般・特別会計当初予算をはじめとする重要案件について御審議をいただき、御決定を賜りまして、ここに滞りなく会議を終了できましたことを厚く御礼を申し上げます。

冒頭でも申し上げました「高齢者医療制度改革会議」におきましては、現在、総括的な議論から個別の議論へと検討が進められており、一部報道では国保を包含した上で保険者を都道府県単位化するといった意見もあがっているようであります。

振り返ってみますと、現行制度が施行されるまでに 2 年間の準備期間がございました。しかしその間、地方からはこのまま実施に移せば混乱は免れないとの声をあげ続けていたにも関わらず、当時国は現場である地方からの意見を十分汲みあげることもなく、また丁寧な説明がタイムリーに行われることもありませんでした。更には、驚くことに国会で議論の俎上にのぼることもほとんどなかったわけであります。

こうしたようなことから、住民の不安や混乱等が施行後においても招かれたわけではありますが、こうした状況を踏まえ、新たな制度設計に伴う法令上の整備や電算処理システム、更には住民に対する広報周知等に要する十分な期間と丁寧な対応が確保されるのかどうか、現場を預かるものとして一抹の不安を抱いているところでもあります。

そこで、新制度への移行に向けては、被保険者をはじめ、関係機関、市町の現場の声を時機を逸することなくしっかり国へ伝えていく一方で、現行制度の適正かつ円滑な運営を図るべく、引き続き、万全を期して取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方にも、更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(拍手)

---

◆◆◆ 閉 会 ◆◆◆

○菊池議長 これをもちまして、平成22年愛媛県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会を閉会致します。

**午後2時閉会**

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議 長 菊 池 伸 英 \_\_\_\_\_

議 員 高 野 宗 城 \_\_\_\_\_

議 員 白 石 勝 也 \_\_\_\_\_